

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 11月号 (No.132)

2014年11月26日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育園プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

さて、新制度施行が迫る中、衆議院が解散し選挙が行われることになりました。消費税増税の延期に対して信を問う、と言いますが、もともと景気の状態を見ながら増税時期は検討する、とされていたはず。なぜ、解散？と思わないではいられません、選挙が行われる以上、子どもの視点に立って選択したいものです。

では、消費税増税の延期で、新制度はどうなるのでしょうか。政府は、予定通り施行すると言っています。確かに、各自治体での準備は遅れながらも進んでおり、今ストップをかければさらに大混乱となることは確実です。しかし、財源が確保されない中で、どのように実施されるのか、まったくわかりません。そもそも、保育・子育て予算の充実を消費税増税とセットにしていること自体に問題があります。増税しなければ保育や福祉の拡充が実現しない、というのはおかしいのではないのでしょうか。

消費税にとらわれない安定した財源を確保し、新制度を少しでも改善させながら施行させていくために、これまで以上に、国や自治体にむけた要請が重要になっています。

第35回民間保育園

経営研究セミナーご案内

第35回民間保育園経営研究セミナーを、2015年1月12～14日に、滋賀県長浜市にて開催します。

新制度施行直前となる今回のセミナー。消費税増税の延期や選挙結果が、子どもたちの暮らしや保育制度にどのように影響するのか、保育をめぐる最新情勢をふまえながら、今後、各法人や園での運営・経営をどう進めるのか、検討・整理する機会として、最適です。

お誘いあわせの上、ぜひ、ご参加ください。

【第35回民間保育園経営研究セミナー】

日程：2015年1月12日（月）～14日（水）

会場：長浜ロイヤルホテル（滋賀県）

テーマ：一人ひとりの子どもの育ちがひとしく保障される保育をめざして—地域の願いにこたえる児童福祉を創造するために—

参加費：15,000円（会員外18,000円）

宿泊費：15,500円（1泊2食）

★申込み締切は12月20日（土）

※詳細は同封の案内書をごらんください。

新制度をめぐる動き

●消費税 10%増税先送りで新制度は・・・！？

2015（平成27）年10月に予定されていた、消費税10%増税の実施が2017年4月に先送りされました。消費税増税延期に合わせて新制度を延期するかどうかと思いきや、政府は新制度について、自治体での準備が進んでいることをふまえ、2015年4月からの実施に踏み切る予定です。

その場合、子ども・子育て支援法規定改正が必要となります。さらに、増税に先立っての実施となれば、財源をどう確保するかのという重大な問題が浮上してきます。

◆財源確保の展望

政府は、新制度の実施にあたり、消費税増税によって最低でも7000億円の追加財源を用意してきました。しかし、この7000億円は、消費税増税が実施され税収として満額入って、はじめて確保されます。10%増税の先送りで、7000億円確保の時期も大きくズレこむことになりました。

政府は、別途財源を確保するとしていますが、その額は当初の予定を下回ることは必至と言え、さっそく来年度からの各保育の公定価格等に影響が出て、

新制度導入時の混乱が増すことが予測されます。財源確保のための働きかけが今まで以上に重要です。

◆消費税財源の危うさ

今回の先送りで、消費税を、保育など社会保障の財源にすることの危うさが明らかになりました。消費税は、相対的に低所得者層に負担が重くなるのにもかかわらず、増税しないと福祉が充実しないというジレンマを抱えてしまうのです。今後、消費税を福祉等の財源として固定化させてしまうと、消費税の増税がなければ福祉や保育の改善は望めないことになってしまいます。

保育や福祉等の充実は国民の多くが望むことです。子どもや弱者が守られるように、財源を消費税だけに固定化せず、安定した財源の確保を求めることが必要です。

◆全面実施前の期間として働きかけの強化を！

新制度が来年度から実施されるといっても、財源が確保されるまでは、全面的に実施する前の準備段階として考えることもできます。その期間に保育所の公定価格や保育時間区分の扱いなど、新制度の課題を少しでも改善させるように、政府や自治体に働きかけることができるのではないのでしょうか。

保育をめぐる情勢は、大きな政治の動きともからみ変化し続けますが、財源確保のみならず、制度の改善を求めつづけることが必要です。

●保育時間区分で矛盾～自治体に求められる適切な対応

新制度で導入される認定では、2・3号認定の子どもについては、保育の必要量に応じて、保育短時間と標準時間に区分することが求められています。この保育時間の区分による様々な矛盾が明らかになってきました。

◆短時間なのに標準時間より負担増？

短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、事業者向けFAQにおいて、施設ごとに「一律の時間帯を設定」することを想定と回答し、この時間帯からズレた利用は8時間以内であっても、延

長保育として追加料金の対象となるとされています。しかし、国が示した保育料のイメージでは、短時間と標準時間の保育料額の差はゼロ～1600円とごくわずかであり、利用の仕方や延長保育料額の設定によっては、短時間の子の月負担額が標準時間の子より増えるといった逆転現象が生じる恐れがあります。

政府は、11月に新たなFAQを出し、当初短時間認定すべきとしていた子どもについても、市町村の裁量で標準時間区分にすることを認めるなど、これまでの説明を覆すようなことまでして、混乱回避に努めています。しかし、短時間・標準時間の区分がある以上、利用時間の管理は必要になるので、保育現場の負担増は確実です。

◆標準時間は11時間まで利用可能？

また、実際の保育利用に関わっては、標準時間の認定により11時間まで利用可であると理解すれば、保育所の在園時間が伸びることが予測されます。しかし、新制度では保育体制の改善はほとんど図られていないので、そうした事態に各園が対応するのは困難といえます。結果的には、従前と変わらず、就労時間＋通勤時間を基本に利用するよう保護者に要請することになります。そうであるなら、短時間と標準時間の区分はまったく必要ないといえます。

◆自治体独自の工夫

この問題に対応するために、長崎県佐世保市は、短時間・標準時間の区分はするものの、両者の取扱いに差を設けず、従前通りの利用ができるとの説明を、保護者向けにはじめています。保育料表の案も一本化されています（参考資料同封）。

国との関係では、負担金の精算において必要量の区分を適正に行っていれば、問題は生じることはないと判断されます。市の財政的な負担は増えるものの、現場の負担増や事務量の増大を回避する方策として注目されます。

このように国の複雑な新制度の方針提起に対して、さまざまな自治体で独自の工夫が始まっています。

自治体にこうした情報を伝えるなどして、適切な行政の対応を求めることが必要です。

●自治体の動き～保育料滞納を理由に不利益扱い！？

所沢市では、10月下旬に、各園を通じて保育料支払いに関する文書を保護者に配布しました。配布の際、各園の園長宛て文書に、「全額納付されない場合は、在園児扱いとせず、利用調整（新規の扱い）となります。その際、指数が低い場合は退園となります」と記載しています

しかし、保育料の滞納を理由に、不利益となるような取り扱いをすることは、児童福祉法からいっても許されるものではありません。厚生労働省も、2007（平成19）年8月22日に出した通知で、そのような取扱いは適当ではないとしています（雇児保発第0822001号）。同封資料を参照ください。

新制度導入を前に、自治体ごとに様々な動きが出てきています。自治体によっては、不適切な対応をする場合もありますので、先に述べたように、他の自治体の動きや先行事例を紹介しながら、それぞれの自治体にむけて、保育・子育ての充実にむけての要望を続けていくことが必要です。

★運動の手引き(11月版)の『自治体の動き』にご注目を！

全国保育団体連絡会発行の「運動の手引き(11月版)」に、自治体の動きや先進的なとりくみが掲載されています(同封資料参照)。ぜひ、参考にしていただき、各自治体での動きをつくっていきましょう。

この他、月刊『保育情報』誌でも、自治体の動きを紹介しています。あわせて、ご覧ください。また、自治体担当者に、『保育情報』誌の購読をお勧めいただき、国や他の自治体の情報をつかんでいただくことも有効です。



保育団体の動き

全保協・全国保育研究大会～児童福祉法24条1項軽視の姿勢が明らかに

島根・(福) あおぞら福祉会・森山幸朗

全保協の全国保育研究大会(11/12～14)は秋田市で開催され約1600名が集いました。

2日目は11分科会が設けられ、第10分科会「子ども・子育て支援新制度とこれからの保育」に参加。分科会は午前厚労省による行政説明、全保協の保育施策検討特別委員会の報告「支援新制度の概略と今後の事業運営」があり、午後は第3部として同委員会メンバー4名によるパネルディスカッションが行われました。

その内容は「幼保連携型認定こども園を考える」で、いずれも新制度の重点が幼保連携型認定こども園に向かっているとして、独自の見解をもとにその優位性?を述べていました。委員のひとり、シンポジストの園はすべて幼保連携型認定こども園へ移行するでしょう」と明言しました。地域や立場によって異なる多様な意見を聴きたかった参加者からは、一方的な意見表明に違和感を覚えるとの感想が聞かれました。ある参加者が「児童福祉法24条1項の意義」を尋ねたのに対して、シンポジストは「同法24条の2項が先ずあって、その例外的な場合に私立保育園を従来通り扱う1項がある」と答えました。法律の不完全さもあって、この間説明会などで、政府が一貫して24条1項を軽視してきた系譜と重なります。

各地の保育現場から、子どもの権利や保護者の願い、自治体の実情をしっかりと発信し、24条1項をかけた保育の充実に要望していかなければなりません。

各地域のとりくみ・動き

●保育大集会・国会要請行動



11月3・4日に、全国保育団体連絡会を中心とする「よりよい保育を！実行委員会」主催の、保育大集会と国会要請行動が行われました。

3日の大集会には、全国から3000人が集まり、各地域でのとりくみを交流し、銀座をパレードしました。



翌日は、全国会議員に請願署名の紹介議員になっていただくよう要請しながら、保育現場の現状を訴えました。要請をうけて、27名の議員が紹介議員になることを承諾しました（その後、急遽解散が決まったため、実際に提出されているか確認中です）。

また、内閣府との懇談も行ないました。当日懇談に参加した経営懇役員の報告です。

◆内閣府との懇談に参加して

福岡・（福）紅葉会・原田秀一

11.4 政府・国会要請行動（内閣府懇談）に参加しました。いまだ全貌が見えない延長保育事業などについて具体的な説明を求めましたが、これまで明らかになった内容以上の確認はできませんでした。しかし、自治体や保育現場でおきている問題について、具体的な事例をあげて示すことができたことは成果として確認できると思います。

以下は、子ども・子育て支援新制度施行準備室との質疑・応答の一部です。

- 質) 市町村の保育実施責任との関係で、最終的に契約が結べなかった場合の対応
- 回) 応諾義務があるため、契約が結べないことは想定していない（参加者からは失笑が）
- 質) 公定価格の仮単価は、施設間の公平性が担保されていない
- 回) 保育所からの認定こども園への移行で、1号こどもの定員を少数で設定すると収入が大幅に増えるようになっているが、関係者からの意見をふまえ見直しを行う
- 質) 延長保育の財政措置・保育料の考え方
- 回) 消費税引き上げの判断、来年度予算編成等からすれば、年が明けてからでなければ具体的な提示はできない
- 質) 短時間保育認定をうけた在園児の、経過措置（上限11時間利用可能）の期間
- 回) 卒園までを考えている
- 質) 愛知県一宮市では保育標準時間9時間、保育短時間7.5時間としている※

回) 保育標準時間、保育短時間の時間設定は、市町村が独自に決定する事項ではない

※印の質疑で、問題が指摘された一宮市について、懇談の成果はすぐに現れました。一宮市のホームページが更新（11月5日）され、「保育標準時間 11時間、保育短時間 8時間」に書き換えられていました。内閣府から指導があったものと思われます。

市町村の裁量を超えた方針化は、他市町村にもみられます。埼玉県所沢市では入所選考にあたり、滞納世帯の子どもを減点対象にするという不利益取扱い（減点）を行うとしています。

保育新制度は市町村が実施主体です。しかし、国から十分な情報が入ってこないうえに、ぎりぎりの体制のもと新制度の準備を進めている市町村がほとんどです。こうした現状をふまえ、市町村への必要情報の提供、要求・要望懇談等、より良い保育基準の策定に向けた市町村へのとりくみを強めることが今、私たちに求められています。

●保護者の要望から保育制度 学習会開催、行政とともに保 育の充実を求めよう

～北海道・更別村

北海道・(福)更別どんぐり福祉会 西山真理子

11月11日に、毎年行っている子育て講演会の取り組みとして学習会を行いました。

どんぐり保育園保護者会は、毎年、村に要望書を提出しています。今年の提出時期が迫る中、昨年行った新制度の学習会で北海道保育団体連絡会の木下さんの熱いお話を聞いて危機感をもった保護者会が「要望書を提出する前にしっかり勉強したい」と相談してきたことから、今回の学習会の準備が始まりました。

保育研究所所長の村山先生の講演ですからどんぐり関係者だけではもったいない、十勝管内の仲間や更別村の保育行政に携わっている村役場職員、議員にも呼びかけようと取り組みの範囲を広げました。

当日を迎えてみると、出席者は保育関係者（学童

保育所も含む）、帯広市や管内町村の行政関係者、議員など、幅広い立場の方々が150名も集まりました。村山先生の新制度について説明と共に伝わる熱い思いと内容に、地方にいる私たちは、それぞれの市町村への働きかけを強めなければ、と改めて考えさせられました。



まだ先の見通しが読めない中でできることは、24条1項の重さを再確認し、それぞれの地域でつくっている今の保育を守っていくことの必要性をしっかりと行政に伝えて、行政と共に保育運動をつくっていくことだと思いました。

十勝地域では、こども園への移行を決めている地域が2～3か所、その他迷っている地域もある中で今回の学習会だったので、そのねらいがはっきりわかり、判断材料になったことと思います。

学習会の様子は、十勝毎日新聞にも報道されました。参加された方のアンケートをご紹介します。

◆アンケートより

新制度について、ほぼ無知の状態でお話を聞きましたが、新制度の内容にショックをうけました。自分が思うには、保育士の給与が少ないと、今までと同じ手厚い保育ができない、もしくは保育の質が落ちるのではないかと不安になります。更別村の先生は、良い先生ばかりで安心していますが、日本全体の保育、子どもの育ちがどうなるのか心配です。これ以上、保育の質を落とさないように、保護者のみなさんといろいろ考えて、少しでも良くしたいです。(更別村・保護者)

主任セミナーin 神戸

236名の参加で、 学び語りあい交流しました



11月
7~8日に、
第11回主任
セミナーを、
神戸市にて
開催しました。
27

都道府県から236名が参加しました。1日目は、全体会として、シンポジウムを開催し、若手主任2名の報告をもとに、主任の仕事や、これからの保育園の役割などについて、考えあいました。

2日目は、午前中に、5つのテーマに分かれ分散交流会を行ないました。午後は、全体会で情勢報告と、記念講演（植田章氏）を行ないました。分散交流会では、語りあい聞きあう中から元気ももらっているとの声が多く寄せられています。

◆アンケートより

○保育の経験があまりないまま主任になったことに負い目を感じていましたが、一緒に考えていけばいいという言葉に救われました。いろいろな人がいる保育園、いろいろな主任がいたっていい。自分より若い人が全国で頑張っていると知り勇気ができました。（愛知・初）

○シンポジウムの提案に共感だらけ。近年、保育歴が浅いのに主任になる、ならざるを得ない状況が、“自信がない”“アドバイスがうまくできない”ことにつながるのかな、と改めて思った。（大阪・初）

○「愚痴は出るけど、自分の意見は言わない」と否定的な見方しかできなかった自分を反省。愚痴を提案に変えていく、それには指導がいる、その通りだと思う。そして、愚痴に耳を傾けて、何かがかわる体験につながるように、私も少しずつやっていきたいと思った（愛知・3回以上）

○（分散交流会）今、自分が感じている悩みが言えて、共感してもらえたことが、すごくうれしかったです。自分も

職場に戻った時に、まず共感することをもっと意識して話を聞こうと思いました（千葉・初）。

○（分散交流会）『職員が主体的に参加できる職員会議』がグループ討議のテーマになりました。記録や司会の持ちまわり等々、具体的な取り組みが聞けてよかった（大阪）。



○（分散交流会）せっかくミニ提案があったのだから、提案に沿ってどんな柱で話合ったらいいのかを、グループ討議をする前に、皆で考えあってはどうでしょうか？提案を活かすグループ討議ができれば、もっと良かったと思いま

す（愛知）。

○（記念講演）すごくいい内容で、実際に保護者に関わる時の参考

になりました。人との向き合い方を考えて接していこうと思う。（兵庫・初）

○（記念講演）自分の経験年数があがってきて、若い先生にも、おぼちゃんのノリで注意や会話をしてしまうことが最近多かった。心をオープンにして話しているつもりだったが、相手はどうだったのか？反省しました。保護者にも丁寧に関わらないと、なかなか伝わらないケースが多くなっています。（神奈川・初）

○（その他）いろいろな研修がありますが、主任の先生のための研修はここだけです。来年も参加します。（京都）

◆実行委員会のとりくみ

兵庫では、22名の主任が実行委員となってセミナーの準備を行ないました。計3回の実行委員会で、企画や会場下見、運営の分担などをしながら、現場の状況やそれぞれの思いを出し合い、同じ職種としての交流を深めました。今後も、このつながりを活かそう、という声も出されていました。

★当日お手伝いくださった兵庫経営懇の皆さん、ありがとうございました。来年は、宮城県で開催します。

第 17 回夏季セミナー・シンポジウム 乳幼児期の子どもたちに保障すべき 保育・教育とは

第 2 回

2014 年 9 月 7～8 日に、埼玉県さいたま市にて第 17 回夏季セミナーを開催しました。1 日目のシンポジウムを数回に分けてご紹介しています。第 2 回は、小泉広子氏の報告（前編）です（要約・文責：事務局）。

コーディネーター：大宮勇雄（福島大学）

シンポジスト：小泉広子（桜美林大学）／笈 加代（大阪・瀬川保育園園長）／内田典子（埼玉・小学校教諭）

『子ども・子育て関連 3 法と保育・教育、幼保連携型認定こども園』

小泉広子（桜美林大学）

はじめに

教育法学とは、法律学のひとつの分野ですが、子どもの学習権や発達保障の権利をどう法的に保障するか、ということの研究する分野です。子どもの発達保障を守るためには、基本的には教師、保育士などの専門家に子どもの保育や教育のための自由が保障されていなければなりません。その自由を守るためには、どのような法制度、あるいはどのような解釈が必要か、ということを中心に日々考えています。そういう点から言いますと、今回の子ども・子育て関連 3 法と保育・教育、幼保連携型認定こども園の問題は、保育士や幼児教育に携わる専門家にとっても、教育の自由・保育の自由が脅かされる危険があるのではないかと危惧しています。

新自由主義的な教育改革の流れと乳幼児期の教育・保育

今回の関連 3 法および幼保連携型認定こども園の創設は、教育法という分野から見ますと、2006 年の教育基本法改正以降に行われている新自由主義的な教育改革の流れの中に位置づけられるであろうと考えています。むしろ、乳幼児期の教育・保育の問題は先取りの部分さえ見られるというふうに思います。

新自由主義的教育改革とは、国家が条件整備から

手を引く、ということが大きな特徴です。教育の条件整備から手を引くだけではなくて、教育内容を統制していく、ということも、新自由主義の教育改革の大きな特徴として指摘されています。国家が国家責任から後退する場合は、国民がばらばらになってしまう可能性もあるので、その国民を統合するために、教育内容をコントロールして、国家的思想を国民に植え付けるという手段がとられます。規制緩和はするけれども国民統合を進めていくという手法が一般的にとられるわけです。

もう一つの点は、教育の分野に競争的な環境をつくりだすということです。たとえば、学力テスト復活の問題や、学校評価の問題です。施設間、あるいは子ども間に競争的な環境をつくりだすということも、新自由主義的な教育改革の大きな特徴であるわけです。

今日は、幼保連携型認定こども園を中心に、2006 年以降の教育基本法改正以降の新自由主義的な教育改革の中で、子ども・子育て関連 3 法の改正がどう評価できるのか、についてお話ししていきます。

幼保連携型認定こども園の位置づけ

（1）保育・教育概念の区別

最初に、関連 3 法において、保育・教育概念がどう区別されているか、簡単にみていきましょう。

教育の定義

・子ども・子育て支援法 7 条 2 項

「この法律において「教育」とは、満 3 歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第 6 条 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育」

・認定こども園法 2 条 8 項

「この法律において「教育」とは、**教育基本法第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校（9 条において単に「学校」という。）**において行われる教育をいう」

保育の定義（一時預かり事業）

「養護及び教育（幼保連携型認定こども園における 3

歳以上の幼児に対する教育を除く)を行うことをいう」
(子ども・子育て支援法7条3項、児童福祉法6条の3
第7項)

幼保連携型認定こども園をまず学校と定義し、幼稚園と幼保連携型認定こども園で行われる満3歳以上の子どもに対して行われる教育を、この法律は教育という、と規定しています。一方、保育については、児童福祉法で養護及び教育を行うことというふうに定義をします。ただし、幼保連携型認定こども園における3歳以上の幼児に対する教育を除く、というふうにわざわざ除く、という規定が入っています。

この趣旨については、乳幼児保育に義務教育の準備段階としての、括弧つきですけれども「学校教育」を取り込むことによって、満3歳以上の子どもを対象とした教育基本法を対象とした、乳幼児期の教育課程の国家による内容統制を明確化することが意図されているのではないかと思います。単なる教育とか学校教育ではなくて、2006年の教育基本法改正以降の、括弧つきの「教育」が教育課程として意図されているのだ、と考えます。

保育については、学校教育としての教育概念と区別して、家庭教育と専門施設による保育を同一視することで、保育制度における保育の託児化や非専門化を促進することがねらいなのではないか、と考えられます。

(2) 学校体系上の位置づけ

通常、学校という場合には、学校教育法に定義されている学校を学校と呼んできました。ところが、幼保連携型認定こども園は、学校教育法上の施設、学校ではありません(準用はありますが)。ここが今までにない、新しい仕組みです。

・幼保連携型認定こども園の定義(認定こども園法2条7項)

「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう」

・幼保連携型認定こども園の学校としての定義(認定こども園法9条)

「幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育並びに児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。..)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目的を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。」

・私立学校法 2条1項

「この法律において『学校』とは、学校教育法第1条に規定する学校及び(認定こども園法)2条7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう」

学校体系上から見ても、特異な法規定になっています。幼保連携型認定こども園の定義については、認定こども園法2条の7項に、「教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い」という規定があります。学校としての定義は、認定こども園法の9条に規定があります。あとは、私立学校法において「『学校』とは(認定こども園法)2条7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう」と改正されました。幼保連携型認定こども園も私立学校法上の学校と、みなされることになりました。

従来の学校概念からすると、学校制度とは、憲法、教育基本法、学校教育法により定められた学校に関して社会的に公認された根幹的な仕組みを言います。例えば、学校体系もそうですし、義務教育制度についても学校制度の一環として考えられています。日本の場合には、学校教育法により、6・3・3・4の普通教育を中心に、単位制の学校教育を戦後の教育改革の中で採用してきました。単位制とは、戦前の学校法制が青少年の身分階層差を前提として複線型と

してつくられていたことを反省し、単線型であるということです。戦前は国民学校（小学校）を終えると、高等科中学校、高等女学校、実業学校というふうに、青少年の身分格差に応じて進路が変わっていました。戦後はそれを反省して単線型の普通教育を中心にした小学校、中学校、高校、という学校体系をつくりあげたのです。これは、学習権保障に制度的な格差を生じさせない、教育の機会均等を保障するための仕組みとしてつくられました。ただ、2006年の教育基本法の改正で、義務教育の9年という規定は削除されています。恐ろしいですね。着々と準備が進められているわけです。

教育基本法の6条1項を見ますと、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」として、今回の幼保連携型認定こども園も、教育基本法6条1項に基づく学校である、と認定こども園法に規定されました。

これまでの解釈では、教育基本法6条1項に定める学校とは、普通は学校教育法の1条に定められている学校をさすのだ、とされてきました。学校教育法1条を見ると、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」。2条で、「学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみがこれを設置することができる」。学校は、学校教育法で定められているものが、この教育基本法の6条1項の学校である。それから、国、地方公共団体及び学校法人のみが学校を設置することができるというのが学校教育法の仕組みだったわけです。これは、学校・学校教育は公の性質・公共的性格をもっているのに、学校教育法を中心として定め、設置法人についても、学校法人のみが学校を設置することができることで、公共的で、安定的・継続的な学校運営を担保していこうというのが法律の趣旨だったわけです。

ところが、今度、新しい認定こども園法では、幼保連携型認定こども園は学校であると定めて、これが教育基本法にかなう法律が定めた学校であるとい

うふうに新しい仕組みをつくったわけです。

つまり、学校教育法の適応のない学校を認定こども園法により、創設したというのが大きなポイントです。ただ、学校教育法の準用なので、全部が適応がないわけではなくて、部分的には学校教育法の規定を準用しているのですが、基本的には学校教育法ではない法律によって学校を設立したのです。

これは何を意味するかというと、法律で定める法人のみが学校を設置することができるという規定について、今までの学校法人に限られていた学校設置者を拡大するという問題があります。これまでは、国と地方公共団体と学校法人のみが認められていましたが、今回の認定こども園法の改正では社会福祉法人まで拡大することになりました。今のところ、一応、公共性は担保されていると考えられますが、この手法を使えばいくらかでも設置主体が拡大し多様化していくことが可能になります。法律さえつくって、ある“種別の施設”を学校とする、と規定してしまえば、これが教育基本法の学校だというふうに言い逃れができる危険も出てきたわけです。

また、先ほどの学校体系の問題にもかかわりますが、学校体系の複線化、つまり普通教育を中心とした一本のルートだったものが、学校教育法以外の学校をつくることを公認しましたので、学校体系が幼児教育に留まらず、いろんな職業教育などもふくめて、これから複線化していく可能性も否定できないと考えられます。

(次号へ続く)

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一經理）

第8回「セクシャルハラスメント」

Q.

職場内でセクハラ対策はどのように行えばよいでしょうか。

A.

就業規則などでセクハラに対する方針を明確化すること、研修などによる啓蒙活動、苦情処理機関や相談窓口の設置といったことがあげられます。また、セクハラが実際に起こった場合の対応手順を定め、迅速に対応できる体制にしておきましょう。

今月は、セクシャルハラスメント（以下、セクハラ）についてです。

1 セクハラとは

セクハラは、「男女雇用機会均等法」で法的に規定されています。その定義は、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされています。簡単に言えば「相手が不快に感じる性的な言動」です。加害者にそのつもりがなくても被害者が嫌だと感じれば、セクハラになります。セクシャルハラスメントには大きく分けて2のタイプがあります。

1) 対価型：労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けること。

2) 環境型：労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

2007年（平成19年）4月から施行された改正男女雇用機会均等法では、事業主のセクハラへの対策について、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。（均等法11条）」とし、それまでの配慮義務から措置義務に強化されました。

2 セクハラ of 法的責任

セクハラは、被害者の人格権の侵害として不法行為（民法709条）を成立させます。加害者だけでなく、事業主にもセクハラについては使用者責任（民法715条）を問われます。使用者責任とは、「事業のために他人を使用するものは、被用者がその事業の執行につき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」というものです。また、労働者に良好な職場環境を保つべき義務を怠ったとして、安全配慮義務違反としての責任も負います。

賠償は、慰謝料だけに限らず、セクハラが原因で出勤できなくなったり、退職した場合は、将来の逸失利益として喪失の程度や喪失期間に応じた経済的損害が認められることもあります。（例えば、賃金の6か月～9か月分を支払うなど）

- 3) セクハラを防ぐために
厚生労働省から「事業主が職場における性的な
元号に起因する問題に関して雇用管理上講ず
べき措置についての指針」が定められています。

- (1) セクシャル・ハラスメントの内容・セクシ
ヤル・ハラスメントがあってはならない旨
の方針を明確化し、周知・啓発すること。
- (2) 行為者については、厳正に対処する旨の方
針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・
啓発すること。
- (3) 相談窓口をあらかじめ定めること。
- (4) 窓口担当は、内容や状況に応じ適切に対応で
きるようにすること。また、広く相談に対応
すること。
- (5) 相談の申出があった場合、事実関係を迅速かつ
正確に確認すること。
- (6) 事実確認ができた場合は、行為者および被害
者に対する措置をそれぞれ適切に行うこと。
- (7) 再発防止に向けた措置を講ずること。
- (8) 相談者・行為者等のプライバシーを保護する
ために必要な措置を講じ、周知すること。
- (9) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこ
と等を理由として不利益取扱いを行ってはな
らない旨を定め、周知すること。

セクハラは、どこまでがセーフでどこまでがアウトか、違法か適法かを判断することは難しいです。先に述べた環境型はお互いのコミュニケーションギャップを取り払うことで解消できる場合もあります。残念ながら、起こってしまったときは、

- 1) 事実の確認（発生日時、場所、行為の具体的態様、目撃者の有無等）
- 2) 相談担当者の決定（被害者が女性で、担当者に女性を希望した場合に、その点を配慮する）

- 3) 相談を記録する（主張する事実を書面に書いて提出してもらう）
- 4) 証拠の収集
- 5) 事実の整理（被害者からの聴取が終わった段階で、被害者の主張等を整理する。そうでないと、加害者に事情を聴く際に確認すべきことが明らかになりません。）
- 6) 加害者からの聴取（書面で提出してもらう）
事実関係の確認を終え、事実認定ができたときは、就業規則にのっとり指導あるいは懲戒処分を行っていくべきでしょう。

●新制度パンフレット発行

「よいよ保育の実現をめざして」



全国保育団体連絡会が、新制度のパンフレットを発行しました。見本を同封しますので、各法人・園で、職員や保護者の学習会等でご活用ください。

* B5版・12ページ。1冊100円。

当 面の課題

●各地域ごとに、自治体の状況をもちよ、新制度の具体的な実施方法や手続きを確認しあおう！

施行まで約5か月、各自治体での準備状況が明らかになりつつあるかと思えます。在園児の手続きはどうなるのか？認定や利用調整は、どのように行う予定なのか？など、具体的に確認しましょう。

その際、自治体ごとに、様々な違いが出ていることが明らかになってきました。自分の自治体では、あたりまえになっていることでも、他の自治体と比較したときに、問題点や先進的な内容がある場合があります。

県ごとや地域ごとに、複数の自治体の状況を出し合い確認していきましょう。

また、保護者・保育園への説明資料等を鶴呑みにせず、チェックし、確認していきましょう。自治体担当者でも、制度の内容を把握しきれていない場合もあります。疑問点や不明点は、自治体にどんどん問い合わせさせていきましょう。

●自治体への働きかけ

*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等では、質問や意見を出そう。
- ・条例案や事業計画に、意見を出そう。

*関係者との共同のとりくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

★運動の手引き(11月版)

自治体に向けたとりくみの参考にしてください。

●保護者ととともに 新制度へのとりくみを

新制度で、一番影響を受ける保護者に、新制度の内容を伝えましょう。制度の改善に向けたとりくみも、保護者と一緒に進めることが重要です。

保護者と一緒にとりくみを進めるために、まずは、各園・法人で保護者に新制度の内容を伝えましょう。

◆新制度を知らせる場をつくろう

新パンフレットや『ちいさいなかま』11月号を活用し、保護者と一緒に学習をしましょう。

第35回民間保育園 経営研究セミナー

申込みは12月20日締切（最終26日）

案内書は、各会員園宛てにお送りしていますが、追加が必要な場合は、ご連絡ください。

お近くの保育園やお知り合いの保育園等に、ぜひ、お声がけください。



<同封の資料～ご確認ください>

- ①第35回民間保育園経営研究セミナー案内
- ②最新！新制度パンフ（B5版）&注文用紙
- ③運動の手引き（11月版）
- ④所沢市・佐世保市の資料